

甲第一〇号証

14

刑事訴訟法

平野龍一

法律学全集

43



有斐閣

三〇日基四卷四五頁反、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、または逃亡したときは、検察官の請求により、決定で保証金の一部または全部を没取しなければならぬ(九六条)。

勾留の執行停止に二つのものがある。その一は、被告人を親族、保護団体その他の者に委託して行う場合である(五九条)。この場合には、委託を受けた者に、何時でも召喚に応じて被告人を出頭させる旨の書面を差し出させる(〇規九)。しかし、出頭させなかったとき、委託を受けた者に対する制裁はない。その二は、単に、被告人の住居を制限して行う場合である(九五)。勾留の執行停止の取消および失効は、保釈の場合と同じである。いずれも職権で行われる。

(一) 保釈については、次のような問題がある。第一に、保釈は、逃亡の防止を目的とする勾留には代りうるが、罪証隠滅の防止を目的とする勾留には代りえない。したがって、罪証隠滅のおそれは、権利保釈の除外事由とされるのは当然である。しかし、その運用によっては、権利保釈を大幅に制限することになる可能性がある。第二に、勾留は、再犯防止を目的とするものではない。現在起訴されている罪についてさえ、有罪か無罪かわからない者を、将来の犯罪を予防するために拘禁するとすれば、裁判によらない予防拘禁と化してしまう。もっとも、法が、二・三・五を権利保釈の除外事由としているのは、犯罪の予防を、勾留の目的の一つとしてしているようにみえる。しかし、二・三は、やはり不出頭のおそれの強い場合であり、五は、罪証隠滅のおそれの一端様を類型化したものと考えなければならぬ。再犯の防止は、訴訟の促進によって解決する外はない。第三に、逃亡のおそれは、権利保釈の除外事由として掲げられていない。これは、保釈が逃亡を防止する制度である以上当然である。しかし、保証金の没取という経済的利益の喪失という威嚇によって出頭を強制できるものにも限度があることは否定できない。したがって、保釈は万能ではなく、これに代わるものまたはこれを補充するもの、が考えられなければならない。法が認めている勾留の執行停止も、その一つの方法であり、さらに、観察付釈放などの制度も考慮すべきであろう。

(二) 被告人の資力を超えて保証金の額を高くすると、保釈を許しても事実上納付できない。そこで、貧困な者は、釈放されないおそれがある。アメリカなどにあるいわゆる保証会社の制度は、保証金の一割程度を会社に支払えば会社が保証書を差し出し

て、釈放されるもので、貧困な者にも、かなり保釈の機会が与えられる。保釈制度は、とくにこのような制度がない場合には、貧富によって区別する階級的な制度だという批判が加えられる。しかし、保証会社がなくとも、保証金の定め方によって、かなりの程度に貧富の差別を避けうるのであって、これを理由に、保釈制度を非難し、これを制限しようとするのは不当である。

三 法廷の公開 「すべて刑事事件においては、被告人は、……公開裁判を受ける権利を有する」(三三七)。公開裁判は、被告人の権利である。それだけでなく、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ」(三八二)。これは、公開裁判を、国民の権利として規定したものである。したがって、被告人が公開の権利を放棄し、非公開を希望しても、非公開とすることは許されない。

公開を必要とするのは、裁判の対審および判決である。対審とは、公訴の理由の有無について判決をするための審理をいう。それ以外の審理は勿論、理由の有無についての審理であっても、これに基いて判決されるのではない場合、たとえば捜査中の証人尋問、公判準備などは、非公開でもよい。

公開とは、不特定かつ相当数の者が、自由に傍聴しうる状態をいう。法廷の秩序を維持するため、傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許可する場合(三〇七)にも、その数は相当の数でなければならず、特定の者に限って配布してはならない。報道関係者だけに限定するのも、やはり不特定性を害すると思われる。裁判長は、傍聴人の被服または所持品の検査をさせることができる(三〇七)が、これも必要がある場合に限らなければならず、これによって自由な傍聴を妨げるようなものであってはならない。これらの処置に従わない者、児童、相当な衣服を着用しない者、または裁判所の職務の執行を妨げもしくは不当な行状をすることを疑うに足る顕著な事情が認められる者の入廷を禁止するのは、勿論、公開の原則に反しない(三〇七)。

対審は、裁判官の全員一致で、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、公開しないで

行うことができる(二項本文)。ただし、政治犯罪、出版に関する犯罪または憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常に公開しなければならない(三項但書)。政治犯罪には、内乱罪・外患罪のように、構成要件上、政治犯罪であるものだけでなく、通常の犯罪が政治的な動機または目的で行われた場合も含む。出版に関する犯罪とは、出版取締法規の違反および通常の犯罪が出版という方法で行われた場合をいう。必ずしも、構成要件上、出版の方法によるものであることを要しない。憲法第三章で保障する権利が問題となつてゐる事件とは、事件の内容として問題となつてゐる場合をいい、手続上問題となつてゐる場合(自由の任意性、押は、含まないと解する外はない。公開を停止する場合には、公衆を退延させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ(〇七)。判決の言渡は、常に公開しなければならない(裁七〇条)。

裁判の報道は、裁判の公開、法廷の秩序および報道の自由の三つの面から考えなければならぬ(一)。裁判が公開される以上、言語による報道は、報道の自由の原則の適用として当然に許され、裁判所は、これを禁止することはできない。その報道の準備活動も、法廷の秩序を乱さない限り、これを禁ずることはできない。報道関係者だけでなく一般の傍聴人についても同様で、裁判長は、法廷の秩序を乱さないかぎり傍聴人がノートをとることを禁止できない(不正理由で禁止するのは不当である)。しかし、裁判所は、裁判を公開する義務はあるが、裁判を大衆的にする義務はない。したがつて、報道関係者に、特別の場所を与えるか、その他特別の便宜をはかるかどうかは、裁判長の裁量にかかつてゐる。録音についても同様であろう(規四七条二項は、当事者の権利を規定し録音されてゐるといふ意識が証人の供述などに悪影響を持つことを理由に禁止する)。規則は、公判廷における録音または放送は、裁判所の許可をえなければ、これをするとはできない(五二)としてゐるが、この許可は右の観点から与えなければならぬ。

写真の撮影が報道の自由に含まれるならば、裁判長は、その方法が法廷の秩序を乱すか否かという観点からのみ、

許否を決しなければならない。しかし、写真による報道は、当然には報道の自由には含まれないと思われる。したがつて、規則は、写真の撮影を許すかどうかを、裁判長の裁量としてゐるが、この場合には、法廷秩序だけでなく、事件の審理の上の考慮も加えて許否を決しうる。さらに被告人は、一定の場合の外その意思に反して写真を撮られない権利を持つ(これを肖像権といふ。捜査機関が被告人・被疑者の写真を撮ることが許されるからといつて、被告人・被疑者の肖像権がなくなるわけではない)。したがつて、その例外である場合すなわち社会的に重要な事件の場合を除いては、被告人の同意を必要とする。

(一) 団藤他・座談会「法廷における写真撮影と録音放送の可否」ジュリスト一二五号(昭和三年)。アメリカでは、連邦刑事訴訟規則五三条、法廷倫理綱領三五条などで、写真・テレビは許可してはならないことになつてゐるが、州によっては、裁判官の裁量によって許可できることもある。ドイツでは、録音も自由に禁止できるとする見解もあるが、本文に述べたような見解が、ほぼ通説であるといつてよい(B. Schmidt, Lehrkommentar, T. I (1963), 179)。なお、五四頁註(三)参照。

四 公判廷の用語 裁判所では日本語を用いる(四七)。日本語を用いない訴訟行為は無効である。証拠であるとして、それ以外の訴訟行為たるを問わない。

国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならぬ(五七)。通訳人は、宣誓の上、通訳する(六八条)。被告人が国語に通じていないとき、検察官の陳述・証人の供述などを通訳する必要があるかは、「陳述させる」場合にあらないので、文理上疑問がある。しかし、本条は、陳述させる場合に通訳を義務的なものとしたものであつて、その他の場合、通訳を附することを禁止したものではない。そして被告人の防禦にとつて必要であるときは、通訳も必要なものとなると解される。判例が、判決の言渡にも通訳を必要とした(五九条九項二八頁)のも、この趣旨であろう。なお、耳の聞えない者または口のきけない者に陳述させる場合にも、通訳させることができる(六六)。



法律学全集 43

刑事訴訟法

昭和33年12月10日 初版第1刷発行
昭和44年6月20日 初版第23刷発行

著 者 者 平 野 龍 一

東京部千代田区神田神保町2-17
発 行 者 江 草 忠 允

東京部青梅市根ヶ布385
印 刷 者 白 井 倉 之 助

東京部千代田区神田神保町2-17
発 行 所 株 式 有 限 公 司 斐 閣
電話 東京(264)1311(大代表)
郵便番号(101) 振替口座 東京370番
本郷支店(113) 文京区東京大学正門前
京都支店(606) 左京区北白川道分町1

印 刷 株 式 有 限 公 司 精 興 社
製 本 株 式 有 限 公 司 高 陽 堂
本文用紙 王子製紙株式会社春日井工場
クロス 日本クロス工業株式会社

©1958, 平野龍一. Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

法律学全集

43

第二〇回配本

別 卷
綜 合 総 索 引
引 換 券

全60巻分本引換券
を切り取り注意して
御保存ください。



事 項 索 引 (太字は重要頁、～は
当該頁以下を示す)

あ 行

- 悪性格の立証……………181, 238
- アジャン・プロヴォカ
トール……………85
- アレインメント… 3, 235, 289
- 異 議
——(抗告に代る) 334, 337
——(裁判長の処分に対
する)……………37, 169, 297
——(証拠調に関する)
……………37, 169, 257～
- 違警罪即決例……………105
- 意 見……………197, 201
- 意思能力……………33, 72
- 意思の瑕疵……………34
- 移審の効力……………301
- 一事不再理の効力……………282
- 一部上訴……………302
- 一般公開……………10
- 一般抗告……………334
- 違法に収集された証拠… 239
- 「疑わしきは被告人の利
益に従う」……………271
- 押 収……………111～
- 応訴権……………28～, 300
- おとり捜査……………85, 150
- 仮納付……………279, 292, 295
- カロリーナ法典……………13
- 簡易公判手続……………180, 289～
- 管轄の指定……………60, 288
- 管轄遡……………147, 149, 288, 308
——の申立……………51
- 間接事実……………183, 191
- 間接主義……………13
- 間接証拠……………190
- 鑑 定……………201～
- 鑑定受託者……………119～
- 鑑定書……………215
- 鑑定人尋問……………254
- 関連事件の管轄……………59
- 関連性(証拠の)……………192, 237
……………247
- 期 間……………35
- 期 限……………35
- 偽証教唆……………79, 122
- 起訴状……………129～
——謄本の送達… 129, 148
……………172, 274
- 起訴状一本主義……………5, 17, 49
……………130, 324
- 起訴便宜主義……………3, 125～
- 既判力……………30～, 91, 182, 282
- 忌 避……………50～, 56, 308
- 求 刑……………260
- 糺問主義……………2
- 回 避……………52, 308
- 確定判決……………149
- 科刑権の制限(簡裁の)……………57
- 科刑上一罪の一部無罪
……………32, 302, 308
- 瑕疵の治癒… 23, 37, 244, 259
——(法令の変化と)……………41
- 業務上の秘密……………114, 201
- 挙証責任……………184, 187～
- 緊急逮捕……………95
- 形式裁判……………27, 150, 270
- 形式的確定(裁判の)……………281
- 形式的挙証責任…30, 184, 186
……………188～
- 刑事訴訟の諸原則……………2～
- 刑事訴訟法の適用範囲…40～
- 刑事補償……………104, 152
- 刑の執行……………350
- 刑の執行猶予の取消… 356
- 刑の廃止……………149, 313
- 刑の量定の資料……………181
- 刑罰権……………21, 155
- 刑法52条の手続……………356
- 刑法適用法……………311
- 決 定……………269, 293
- 厳格な証明… 180, 183～, 307
- 嫌 疑……………28
- 現行犯逮捕……………96
- 検察官一体の原則… 63, 64
- 検察官面前調書……………209, 213
- 検察審査会……………127
- 検 視……………87
- 検 証……………118～, 176
- 検証調書……………215, 217
- 原審の弁護人……………299, 315
- 憲法違反(上告理由)……………326
- 権利保釈……………161
- 合意書面……………220
- 行為能力……………33
- 勾 引……………159
——(証人の)……………174
- 公開主義…10, 165～, 175, 308
- 口供結案……………14

か 行

- 回 避……………52, 308
- 確定判決……………149
- 科刑権の制限(簡裁の)……………57
- 科刑上一罪の一部無罪
……………32, 302, 308
- 瑕疵の治癒… 23, 37, 244, 259
——(法令の変化と)……………41
- 既判力……………30～, 91, 182, 282
- 忌 避……………50～, 56, 308
- 求 刑……………260
- 糺問主義……………2
- 供述義務(被疑者の)……………106
- 供述義務(被告人の)……………197
- 供述証拠……………190, 203
- 供述録取書……………208
……………32, 302, 308
- 強制処分の分類……………83
- 共同被告人の供述……………7, 225
- 共犯者の自白……………233